

柴田学園高等学校

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

- 1 柴田学園高等学校新型コロナウイルス感染症対策体制
 - 2 生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策
 - 3 サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的な内容
 - 4 出席停止措置及び臨時休業措置
- 補 足
- 出席停止措置
 - （１）出席停止措置の実施
 - （２）出席停止の通知
 - （３）出席停止の解除
 - 臨時休業措置
 - （１）臨時休業措置の実施
 - （２）臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応
 - （３）臨時休業中に各学校で対応すべき事項
 - （４）臨時休業中の教育活動の実施
 - （５）臨時休業措置の解除
- 5 修学旅行等の実施について
 - 6 部活動・各種大会・行事への参加及び開催（運動部・文化部・その他の活動）
 - 7 寮・下宿等について
 - 8 臨時休業の教職員の業務体制
 - 9 臨時休業が長引いた場合の対応

【緊急対応】

学校活動中に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応

- 1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応
- 2 感染防止策の実施
- 3 症状確認
- 4 学校での発症が確認され臨時休業の通知が出された場合の対応

新型コロナウイルス感染症発生時の連絡フロー

1 柴田学園高等学校新型コロナウイルス感染症対策体制

(目的)

新型コロナウイルス感染症対策として、国内外に新型コロナウイルス感染症が発生したまたはその疑いがある場合に、その状況を的確に把握し生徒の安全を確保して、緊急かつ総合的に対応するため、危機管理の視点から、以下の体制を取るものとする。

○柴田学園高等学校新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「柴田学園高等学校新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「対策本部」という。)は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限に止めるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなど、対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 教頭、事務長

本部員 教職員(※必要に応じて学校医等の意見を求める。)

3 会議

会議は、本部長(校長)が招集し開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務を代行する。また、必要に応じ、学校医等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議をする。

決定事項については、理事長(実務できないときは責任理事)に連絡し、必ず了承を得て決定とする。

4 協議事項

情報収集・周知、サーベランス(健康状態の監視)、感染拡大防止対策の強化、行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応(学習・生活指導・連絡体制)、学校再開への対応等

○生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策(正しい情報の提供)

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf.seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

※青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel->

[coronavirus2020.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html)

2 生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

○「咳エチケット」の徹底

- ①咳・くしゃみの際はティッシュまたは袖の内側などで口や鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ②鼻汁・痰などを含んだティッシュは、すぐにフタ付きの専用ゴミ箱に捨てる。
- ③咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

○校内の環境衛生の保持

- ①換気の徹底
- ②石鹸・消毒液の設置
- ③ゴム手袋・ビニール手袋の準備
- ④防具服の準備（可能な場合）

○不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛

- ①コンサート、ゲームセンター、カラオケ店、映画館等への立ち入り自粛
- ②歓送迎会や5人以上が長時間にわたって集まる会合の自粛
- ③校内における集会、会議等の自粛
- ④海外旅行や国内旅行等の不必要な移動の自粛

○海外渡航からの帰国、検疫を通過した後の対応

潜伏期間があり、検疫を通過しても安心できないことから、海外から帰国後2週間は十分な健康観察が必要である。特に教職員等は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い・うがいを徹底するなど、感染予防に万全を期すことが重要である。

3 サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的な内容

- ①生徒・教職員は、毎朝検温を行うなど、健康状態を確認する。
- ②発熱・倦怠感・のどの痛みなどの呼吸器症状に違和感があれば、絶対に登校せず、「帰国者・接触者相談センター」「保健所」「主治医」に予め電話等で連絡相談し、受診方法等について指示を受けてから、マスクを着用して受診する。
- ③可能な限り自家用車を用いるなど、公共交通機関は利用しない。
- ④学校は、生徒・教職員本人及び家族の発熱や呼吸器症状等の有無を確認し、適宜まとめ、健康状態を把握する。
- ⑤感染者が確認された場合、関係所轄及び県教育委員会に報告する。
- ⑥朝の検温で平熱より高い生徒・教職員がいる場合は、きちんと記録を取って残し経過観察する。
- ⑦登校後に疑わしい症状が確認された場合は、再度健康状態をチェックし、状況に応じて一時隔離し、関係所轄に連絡する。

○出席停止措置及び臨時休業措置

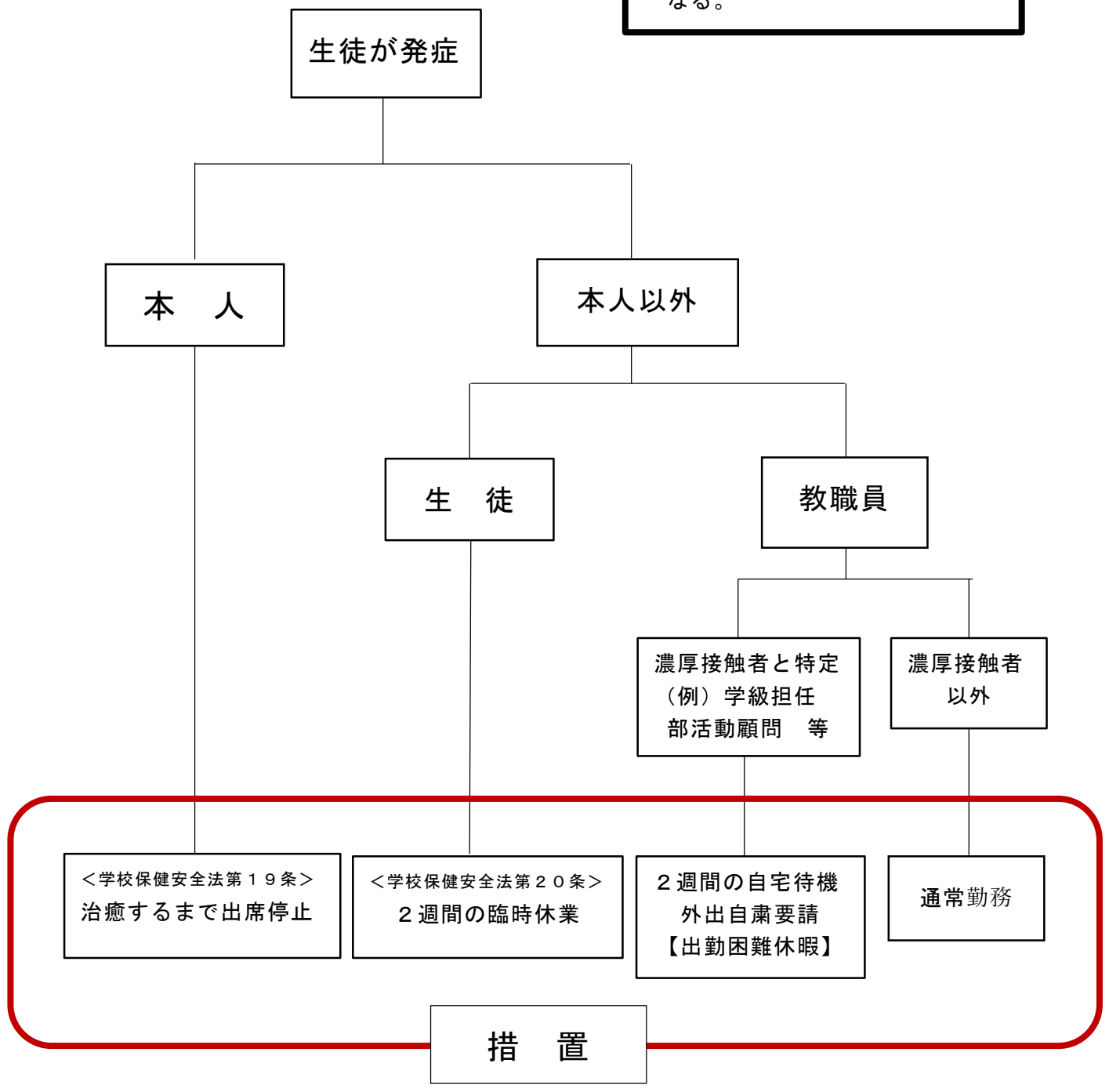
出席停止措置及び臨時休業措置は、状況に応じ以下のように対応する。

4 出席停止措置及び臨時休業措置

【生徒が発症した場合】

- ①発症した生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）
- ②発症した者以外の生徒：学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）

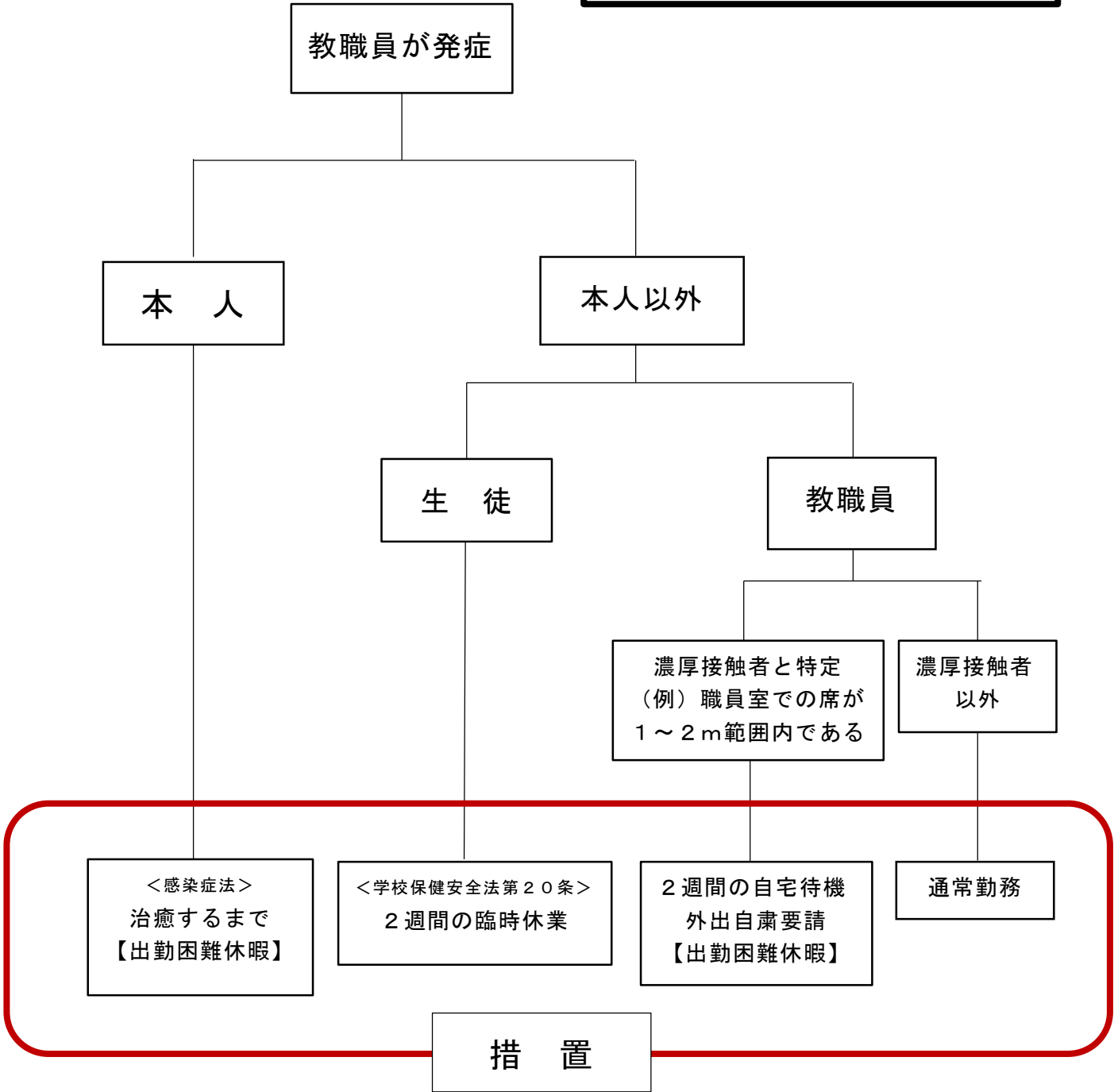
※生徒の家族や同居する者が感染し濃厚接触者と特定された場合、生徒は2週間の出席停止となる。



【教職員が発症した場合】

- ①発症した教職員：就業制限（感染症法第18条）
- ②発症した者が所属する学校における生徒：学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）

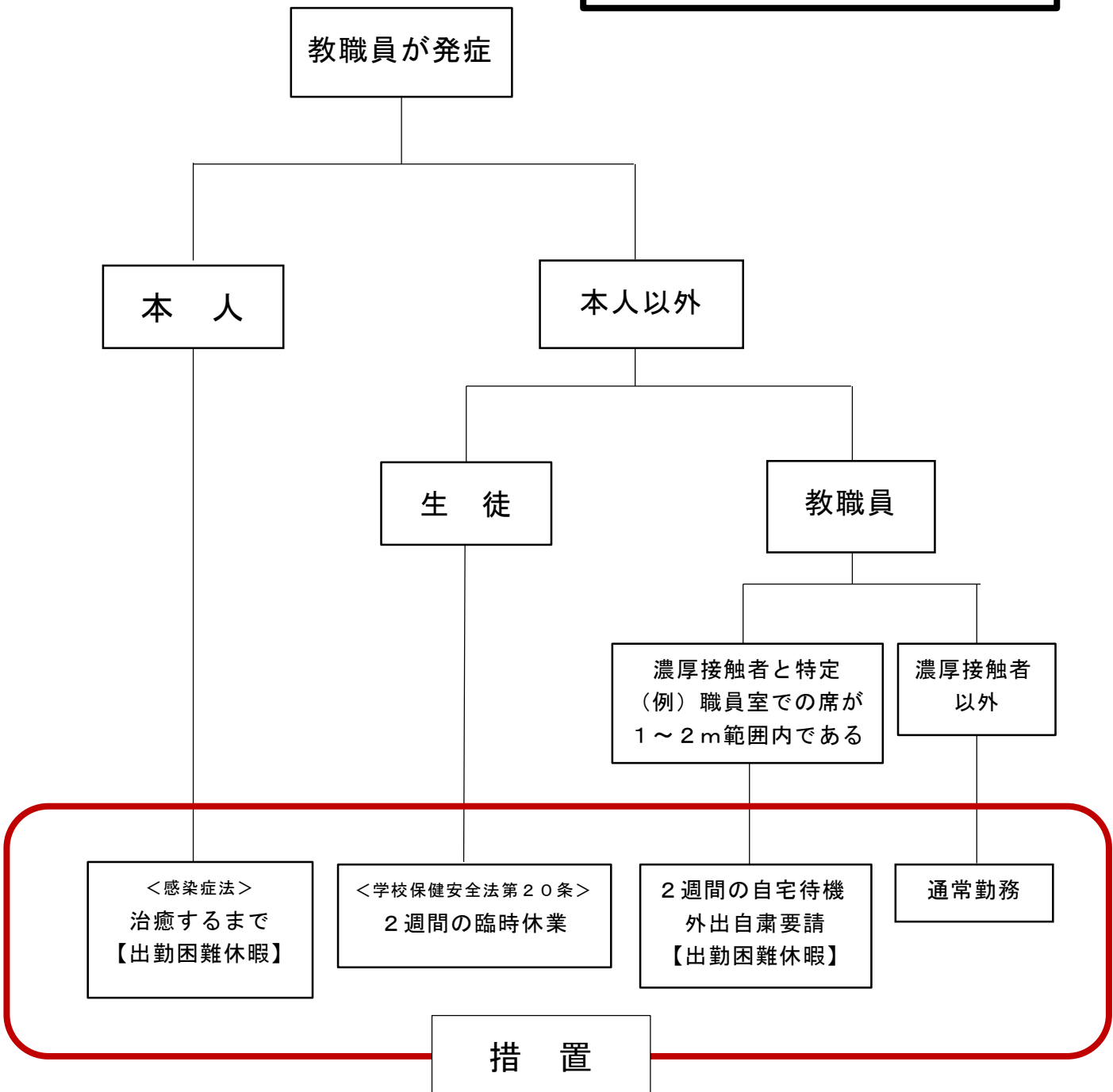
※教職員の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定された場合
教職員は2週間の自宅待機・外出自粛



【教職員が発症した場合】

- ①発症した教職員：就業制限（感染症法第18条）
- ②発症した者が所属する学校における生徒：学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）

※教職員の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定された場合
教職員は2週間の自宅待機・外出自粛



【補 足】

- ①生徒または教職員が濃厚接触者として特定され、発症していない場合は、当該生徒及び教職員は、2週間の自宅待機・外出自粛とする。
生徒の取り扱いについては、出席停止とする。
なお、濃厚接触者以外の者は、通常登校（勤務）となるが、2週間の検温・健康観察を必ず行う。
- ②地域における流行早期の段階においては、当該学校に感染者等がない場合でも、積極的な臨時休業を行うこともある。（県教育委員が指示）
- ③医療ケアを必要とする幼児・児童・生徒については、主治医や学校医・医療ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従う。なお、医療ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児・児童・生徒についても同様の対応とする。
- ④生徒において、発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は、校長の判断で出席停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は、出勤自粛となる。

○出席停止措置

（1）出席停止措置の実施

学校長は、生徒または教職員の中に、新型コロナウイルス感染症及び以下のような新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者が出た場合、医療機関の受診結果を聴取の上、速やかに出席停止措置を取る。

（決定の前には、必ず法人理事長に連絡し許可を取る。）

また、インフルエンザや麻しんといった感染症と同様に、県教委スポーツ健康課に連絡する。

（2）出席停止の通知

学校長は、出席停止とした生徒の保護者に対し、出席停止したことを通知する。その際に、生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指示する。

（3）出席停止の解除

学校長は、出席停止とした生徒の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型コロナウイルス感染症の発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の生徒または教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

○臨時休業措置

（1）臨時休業措置の実施

学校長は、感染した生徒または教職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校した場合や、以下のような感染症の予防上、必要があるときは臨時休業措置を講じる。

臨時休業措置を発令する場合は、必ず法人理事長の許可を得る。また、インフルエンザや麻しんといった感染症と同様に、県教委スポーツ健康課に連絡し、居住市町村を管轄する保健所へ報告する。

学校長は、休業措置を取った場合、学校と同一地域内にある学校や部活動の交流があった学校に対し、感染拡大防止のため、臨時休業措置を講じた旨の連絡を行う。

(2) 臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応

学校長は、生徒の保護者に対し臨時休業の理由を通知する。

また、生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、生徒同士の接触を慎むなど、臨時休業期間乃中の過ごし方について指導するとともに、生徒の保護者に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝える。

(3) 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

学校長は、臨時休業期間中における生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。また、臨時休業の措置を取った場合は、校舎の机・イス・出入口のドア等、接触感染の原因となる箇所について消毒を行う。

(4) 臨時休業期間中の教育活動の実施

生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について、可能な範囲で指導する。

臨時休業中の教育は、自学自習を基本とする。一部、「普通科進学コース」で実施する予定の「スタディサプリ」等を利用させ、教育機会の確保に努める。

(5) 臨時休業措置の解除

学校長は、臨時休業中の生徒等の健康状態を定期的に確認するとともに、学校医等が臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。

ただし、生徒本人の健康状態が良好であっても、同居する家族等に感染の症状が残っている場合は、その生徒の登校は認めない。

5 修学旅行等の実施について

○生徒が安全で安心して修学旅行等が実施できるよう、次の点に留意する。

(1) 新型コロナウイルス感染症発生に伴う修学旅行等の対応について、事前に保護者の確認を得る。

(2) 修学旅行等の実施前に、校内において新型コロナウイルス感染症の感染等が認められた場合、新型コロナウイルス感染症の関係情報及び以下に掲げる生徒の健康状況等を踏まえた上で、「生徒の参加取りやめ」「修学旅行の延期または中止」等の対応について、校内で十分検討する。その際には、法人理事長の意見も考慮し、最終決定は理事長の承認を得て行う。

- (3) 海外修学旅行及び語学研修等を実施する場合には、安全確保の観点から万全を期すとともに、海外渡航中に生徒および教職員が新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に感染した場合には、直ちに学校に連絡し指示を得る。

※渡航先の状況を十分に把握し、生徒および教職員の安全を第一優先に判断する。

6 部活動・各種大会・行事への参加及び開催（運動部・文化部・その他の活動）

- (1) 校内で発生し、臨時休業等の措置を講じている場合は、原則として参加しないものとする。当該部活動で発生していなくても同様である。
- (2) 発生状況を踏まえ居住市町村を管轄する保健所等と相談し、主催者と学校で協議の上、大会等の開催及び対応等について検討する。
- (3) 練習試合や交流会等を実施する場合は、状況を的確に踏まえた上で校長の許可を得る。

7 寮・下宿等について

- (1) 寮・下宿等を利用している生徒については、出席停止措置または臨時休業措置が取られている場合は、原則として保護者等に連絡し家庭に戻すものとする。
- (2) 寮・下宿では、サーベイランス（健康監視）の目的から、毎朝の検温と体調のチェックを行い、「体調管理自己点検表」に記録させる。少しでも異常が感じられた場合は、すぐに報告させる。

8 臨時休業中の教職員の業務体制

- 臨時休業中は、学校自体が新型コロナウイルス感染症の感染場所になる危険があると認められた場合、教職員の出勤も自粛する。
- 学校再開や運営上の必要がある場合、その業務に関わる職員を出勤させる場合がある。その場合も、職員の健康状態や学校の環境等を十分に配慮する。

9 臨時休業が長引いた場合の対応

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、臨時休業が長期にわたった場合は、発生した時期等にもよるが、夏季休業、冬季休業等を振り替えることがある。
- 具体的な対応については、公立高校に合わせ教育長の対応方針等に準ずる決定をする場合がある。

【緊急対応】

学校活動中に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応

1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(訴えのあった生徒等の一時的隔離)

(1) 教室等で訴えがあった場合

感染をできるだけ防止するために、他の生徒等と接触させないように、訴えのあった生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れていき休ませる。

本校では、一時的に「女子教職員更衣室」とする。

(2) 保健室で訴えがあった場合

すでに他の生徒が入室している場合、訴えのあった生徒を入室させる前に、他の生徒を退室させるか、訴えのあった生徒を、「女子教職員更衣室」に入れる。

他の生徒の入室がない場合は、養護教諭が対応するが、養護教諭への感染がないように十分距離を取るなど、適切な対応をして管理職に連絡する。

2 感染防止策の実施

(1) 学校での感染をできる限り防止するために、生徒にマスクの着用を促す。訴えのあった生徒へ直接対応する養護教諭や担任等もマスク、ゴム手袋、ゴーグル等を着用する。

(2) 石鹸と流水による手洗い、消毒用アルコールや速乾性擦式消毒用エタノールで手指消毒を行う。

(3) 訴えのあった生徒等が使用したティシュペーパー等は、蓋つきのゴミ箱（ビニール袋の代用可）に捨てるように指導する。

3 症状確認

○体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。その後は、保護者や管轄保健所等へ連絡する。保健所から要請があった場合は、生徒の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。ただし、二次感染を避けるため、必ず責任ある者の指示によること。

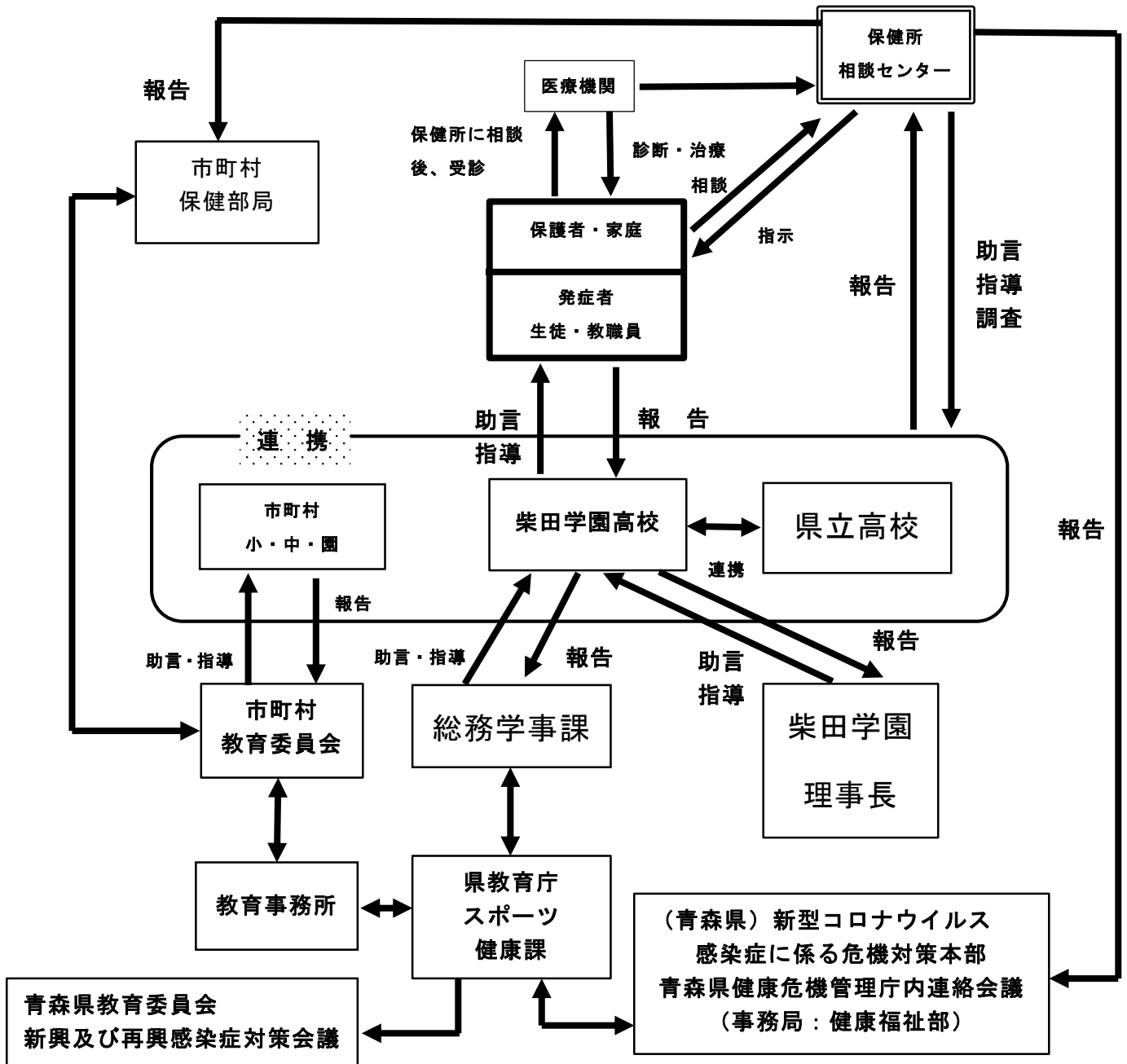
4 学校での発症が確認され臨時休業の通知が出された場合の対応

(1) 生徒に感染予防指導を行い、臨時休業中の過ごし方を徹底させる。

(2) 保護者宛に文書を配布し、臨時休業とその後の対応の協力を仰ぐ。

(3) 体調が悪い生徒については、保護者に連絡し迎えを依頼する。

新型コロナウイルス感染症発生時の連絡フロー



※保健所相談センター
 (新型コロナウイルス感染症)【帰国者・接触者相談センター】

○弘前保健所 電話 0172-33-8521 管轄市町村 弘前市・黒石市・平川市
 藤崎町・大鰐町・板柳町
 西目屋村・田舎館村